(仮称) 玉野太陽光発電事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例 (平成10年福島県条例第64号) 第22条の2第1項の規定に基づく意見

令和元年6月12日

- 1 環境への影響をさらに低減する実用可能な技術が確立された場合や、新たな知見が得られた場合には、積極的にそれらの技術等を活用するなど、環境負荷の低減に 努めること。
- 2 今後、予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施するととも に、事業内容を変更する必要が生じた場合には、当該変更による環境への影響を予 測・評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- 3 事後調査については、評価書に記載された内容を確実に実施するとともに、調査 の結果、環境への影響が生じるおそれが認められた場合は、適切な環境保全措置を 講じること。
- 4 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度 (FIT) での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

5 事業の実施に当たっては、これまで作成した環境影響評価図書に寄せられた、相 馬市長、伊達市長、飯舘村長、宮城県知事及び丸森町長や住民等の意見も尊重する こと。

事業の概要

1 事業者 合同会社相馬伊達太陽光発電所

2 事業の名称 (仮称) 玉野太陽光発電事業

3 事業の種類 工場又は事業場の用地の造成の事業

4 事業の規模 129.83ヘクタール (出力:約83メガワット)

5 事業の実施区域 相馬市玉野字スゲカリ1番135 他